

## 12 質問集

Q：軽微な変更とは。

A：交付決定額に対して3割以内の減額をいいます。

機器等の追加や数量の変更、増額変更、3割を超える減額変更については変更申請が必要です。

Q：既に購入済みの機器等は対象となりますか。

A：令和5年4月1日以降に売買契約（注文書等を含む）を締結したものは対象となります。

Q：36協定の有効期間が令和6年4月1日以降となっていますが、補助率3/4として申請可能ですか。

A：平成31年4月1日以降に締結し、所管の労働基準監督署に提出されたものであれば補助率3/4として申請可能です。

Q：50万円未満の機器や被服等に必要な台帳とはどのようなものですか。

A：50万円未満の機器や被服等の台帳の様式指定はありませんが、財産名、数量、購入日、貸与日、貸与者、貸与数、返還日等がわかるものです。

Q：同一年度内に2回以上の補助金申請は可能ですか。

A：補助金限度額の範囲内であれば申請は可能です。ただし、同時に2以上の補助事業を実施することはできません。